

第3節

歴史的・文化的環境の保全

1 文化財等の保護・活用

1-1 指定文化財の保護・活用

三重県には、国指定文化財が247件、県指定文化財が519件あり、市町村指定文化財も含めると約2,000件を超えるなど、歴史・文化・学術的に優れた文化財が多くあります。

しかしながら、その保護・保存に関しては、経年変化による損傷や収蔵・保管に要する施設や財源の不足など多くの問題を抱えており、今後、適切な保護、保存を行うとともに、文化財の積極的な活用を図っていくことが大きな課題となっています。

平成16（2004）年度には、指定文化財の適正な保護とその活用を図るため、所有者または管理者（管理団体）が行う文化財保護事業に対して支援しました。

斎宮跡の歴史ロマン再生

斎宮跡は、指定面積が137haを有する全国屈指の史跡であり、史跡解明のための調査が昭和45（1970）年以来継続的に実施されています。

平成8（1996）年度には、史跡整備の促進、史跡の有効活用を図るため、史跡斎宮跡整備基本構想を公表し、この構想による整備地区全体が歴史ロマンを実感できる基本計画を策定しました。

平成9～13（1997～2001）年度には斎宮跡歴史ロマン再生事業として、近鉄斎宮駅北側において、体験学習施設・1／10史跡全体模型を中心とする本格的な史跡整備を実施して一般公開し、多くの来訪者が訪れました。

1-2 登録有形文化財の保護・活用

三重県には、旧飯南郡図書館をはじめとする公共建築や紡績工場等の建造物など、約627件の近代遺産が確認されています。これらの近代化遺産の保護活用については、文化財登録制度の導入に伴い、各都道府県での対応が求められています。

平成16（2004）年度は、海山町郷土資料館・麻吉旅館本館など7件が国の登録有形文化財に登録されました。

1-3 埋蔵文化財の調査・保存

三重県内には、約13,000件の埋蔵文化財の所在が確認されており、各種開発事業に際しては、原則としてそれらを現状保存することとしています。

しかし、埋蔵文化財の保護と開発との調和を図るうえから、やむを得ず事前に発掘調査を実施して、結果を記録として後世に残すことも行っています。

表3 3 1 三重県内の埋蔵文化財数

（平成17年3月31日）

遺 物	散 布 地	4,261
古	墳	6,854
社 寺	跡	441
城	跡	1,210
古 窯	跡 等	169
そ の 他		591
合	計	13,526

平成16（2004）年度に、三重県埋蔵文化センターが各種開発に伴い実施した発掘調査は13遺跡、斎宮歴史博物館が、斎宮跡の解明のため実施した発掘調査は2地区でした。

1-4 史跡等指定地域の公有地化の推進

三重県内における史跡、名勝は国指定40件、県指定76件です。史跡斎宮跡等では史跡の有効活用を図るため、公有化が進められています。

平成16（2004）年度は、史跡の公有化の推進と保存活用を図るため、国指定史跡等の土地買上、整備事業等に対して支援しました。

1-5 歴史的・文化的な遺産

わが国の中南部に位置し、東西日本の結節点として古くから開けてきた三重県には、数多くの歴史的・文化的な遺産があります。

それらの多くは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物に指定され保護されています。

表3 3 2 三重県内における国・県の指定文化財
(平成17年3月末現在)

指定区分		国	県	計
重要文化財 Ⅱ 有形文化財	建造物	21	40	61
	絵画	19	32	51
	彫刻	63	100	163
	工芸品	17	49	66
	書跡・典籍・古文書	36	52	88
	考古資料	8	25	33
	歴史資料	3	2	5
無形文化財	工芸技術	1	1	2
	芸能	0	1	1
	無形民俗文化財	7	33	40
記念物	有形民族文化財	1	23	24
	特別史跡	1		1
	特別天然記念物	2		2
	特別名勝及び天然記念物	1		1
	史跡	33	66	99
	史跡及び名勝	0	2	2
	史跡及び天然記念物	0	0	0
	名勝	4	8	12
	名勝及び史跡	2	0	2
	名勝及び天然記念物	0	1	1
天然記念物(地域を定めず)		9	4	13
天然記念物		18	79	97
天然記念物及び名勝		1	1	2
計		247	519	766

2 歴史的・文化的景観の保全・活用

(1) 歴史的・文化的遺産を活かした風情あるまちづくりの推進

県内の歴史的・文化的遺産の価値や保全状況を地域住民等との協働により明らかにするとともに、保全・活用に貢献できる人材の育成を進め、これらの遺産を活用した地域づくり活動を支援します。

① 歴史的・文化的遺産保全活用アドバイザー(仮称)養成講座

地域の歴史的・文化的遺産の再発見・保全・活用支援などができるアドバイザー養成講座のカリキュラムなどについて住民等と検討を行いました。

② 歴史的・文化的遺産データブックの作成

県内に点在する歴史的・文化的遺産のデータブックを作成するマニュアルを住民等と検討を行いました。

③ 歴史的・文化的遺産に関する住民意識の向上

県内各生活創造圏において、平成11(1999)年度から平成13(2001)年度にかけて策定した「みえ歴史街道地域別推進計画」に基づき、文化遺産に関する住民意識の向上を目的とした取組みを行いました。

④ 三重県歴史文化的景観保全活用システム(仮称)の検討

景観法など景観行政の最新動向、県外の先進事例の状況、各部局が所管する歴史文化的景観保全関連制度などを調査し、三重県が主体的に取り組む歴史文化的景観の保全活用施策について三重大学と共同研究を行いました。

(2) 歴史の道整備・活用

平成9(1997)～11(1999)年度に策定した整備活用総合計画Ⅰ～Ⅲに基づき、歴史の道整備事業の支援を行いました。

平成15(2003)～平成16(2004)年度は、熊野参詣道伊勢路の整備活用推進事業について支援しました。

(3) 熊野参詣道(伊勢路)の保全・保護

平成16(2004)年7月に、熊野参詣道伊勢路を含む「紀伊山地の靈場と参詣道(さんけいみち)」がユネスコの世界遺産に登録されました。

吉野・大峯、熊野三山、高野山の三靈場とこれらを結ぶ大峯奥駈道、熊野参詣道、高野山町石道の参詣道が対象で、三重、奈良、和歌山の三県にまたがっています。

登録にあたっては、これらの遺産がその後の宗教觀や歴史に多大な影響を与え、また良好な形で継承されていることが評価されました。

三重県は、熊野古道として親しまれている熊野参詣道伊勢路、全長140kmのうち、約35kmが峠道などとして往時のままの状況で残っています。